

評価要領

【高度医療・人材育成拠点基本構想に基づく新病院の建設に係る 基本計画コンストラクション・マネジメント業務委託】

1 業務実施上の条件

次の場合は、非適合とする。

- (1) 管理技術者が一級建築士の資格を有していない場合
- (2) 管理技術者がCCMJの資格を有していない場合
- (3) 管理技術者及び主任担当技術者（総合）が、技術提案書の提出者の組織に属していない場合
- (4) 管理技術者が1名でない場合
- (5) 主任担当技術者（総合、コスト管理又は工事施工計画を兼務する場合を除く）が各1名でない場合
- (6) 協力事務所等が指名除外期間である場合
- (7) 総合の分担業務分野を再委託した場合
- (8) 入札参加資格の認定を受けていない場合で、入札参加資格の認定の審査結果、資格認定がされなかった場合
- (9) 参考見積額が参考業務額を超えた場合、又は参考見積額の妥当性が判断できない場合
- (10) その他、設定した条件を満たしていない場合

2 提案者の選定及び技術提案書の特定について

- (1) 技術提案書の提出者の選定について（1次審査）

「技術提案書の提出者を選定するための基準」により、広島県建築コンサルタント等業者選定委員会において、5者程度を選定する。
- (2) 選定結果の公表について
提出者の選定結果については、別紙3のとおり選定された提出者名簿を公表する。
- (3) 技術提案書の特定について（2次審査）

「技術提案書を特定するための基準」により、技術提案書及びヒアリングによる評価を行い、広島県建築コンサルタント等業者選定委員会において、候補者1名、次点者1名を特定する。
- (4) 特定結果の公表について
特定結果については、別紙4のとおり特定された提出者名等を公表する。

3 提案者の選定基準について【別紙1（技術提案書の提出者を選定するための基準）】

評価点について

- ※ 当該プロポーザル参加者の評価点の算定は、評価係数×配点とする。
- ※ 項目毎に小数第2位を四捨五入する。

(1) 提出者の技術力

平成25年3月以降[※]の業務の実績

業者が過去10年間（平成25年3月以降）に、CM業務の実績を1件、次の順で評価する。

- ※ 平成25年3月1日から公示日の前日までの間に完成検査を受け又は完成し引渡しをしていること。

評価基準	評価係数
① 対象病床数 600 床以上	3/3
② 対象病床数 400 床以上 600 床未満	2/3
③ 対象病床数 200 床以上 400 床未満	1/3

(2) 技術者の資格

次の表により評価する。

分担業務分野	評価する技術者資格	評価係数
総合	C C M J 及び一級建築士	1.0
	C C M J	0.8
	一級建築士	0.4
構造	C C M J	1.0
	構造設計一級建築士	0.8
	一級建築士	0.4
電気	C C M J	1.0
	設備設計一級建築士	0.8
	建築設備士	0.4
機械	C C M J	1.0
	設備設計一級建築士	0.8
	建築設備士	0.4

※ 海外の資格については、当該資格と同等であると判断できる説明資料が提出された場合、上表の当該資格と同等の評価係数を付すこと。

※ また、評価係数の重複カウントはしない。

(3) 技術者の技術力

ア 平成 25 年 3 月以降の業務の実績

過去の実績のうち最大面積のものを 1 件とし、次のとおり評価する。

(ア) 同種業務=1.0、類似業務=0.5 とする。

同種業務とは、病院*を対象とした CM 業務

類似業務とは、施設用途を問わない CM 業務

※ 病院とは、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 11 条の 5 に規定する病院をいう。

(イ) 携わった立場

過去の実績での立場	管理技術者の実績評価の場合	主任担当技術者の実績評価の場合
管理技術者又はこれに準ずる立場	1.0	1.0
主任担当技術者又はこれに準ずる立場	0.5	0.5

※ 総合を担当する主任担当技術者が管理技術者又は他の主任担当技術者を兼務する場合、総合を担当する主任担当技術者については、評価しない。

※ 当該実績の主たる分担業務分野が、本業務での分担業務分野と同じ場合に限る。

実績について(ア)×(イ)を算出した値(四捨五入により小数第 2 位までとする。)を「平成 25 年 3 月以降の業務の実績」の評価係数とする。

イ 過去の受賞歴（管理技術者、主任担当技術者（総合））

管理技術者及び主任担当技術者（総合）について、主任担当技術者以上の立場で携わった受賞歴を次のとおり評価する。

なお、受賞歴の評価に当たっては、（一社）日本コンストラクション・マネジメント協会が設

けている『CM選奨』の受賞歴を評価し、必ず当該受賞者の受賞実績がわかるもの（賞状のコピー、掲載された雑誌のコピー等）の提出を求め、内容を確認する。

※ 管理技術者と総合を担当する主任担当技術者を兼務する場合、総合を担当する主任担当技術者については、評価しない。

※ 平成 27 年度までの優秀賞は最優秀賞として評価する。

評価係数	最優秀賞の受賞歴	優秀賞の受賞歴	特別賞の受賞歴
受賞歴の有無	1.0	0.6	0.3

4 技術提案書の特定基準について【別紙 2（技術提案書を特定するための基準）】

提出された様式 7（業務実施方針書）及び様式 8（技術提案書）の内容を踏まえ、審査委員の評価により総合的に判断を行う。評価点は、各委員の評価点を平均して算出する。（四捨五入により小数第 2 位までとする。）ただし、ヒアリングに欠席した委員は、業務概要書及び技術提案書の審査に参画できないものとする。なお、選定委員の評価点の平均が 120 点（満点の 6 割）以上であった場合、選定対象とすることとする。

評価の着目点	判断基準	各委員の基礎点				
		5	4	3	2	1
業務の理解度	本業務の趣旨・目的を十分理解していること	非常に優れている	優れている	標準	劣っている	非常に劣っている
業務の実施方針	業務内容を適正に把握し、妥当性の高い業務実施手順となっていること	非常に優れている	優れている	標準	劣っている	非常に劣っている
	適切な組織体制となっていること	非常に優れている	優れている	標準	劣っている	非常に劣っている
的確性	基本計画策定に向けた品質管理、コスト管理、スケジュール管理について有効な提案内容となっていること	非常に優れている	優れている	標準	劣っている	非常に劣っている
実行性	提案内容が具体的かつ効果的であり、実行性の高い提案内容となっていること	非常に優れている	優れている	標準	劣っている	非常に劣っている
価格性	$25 \times (\text{参考業務額} - \text{参考見積額}) / (\text{参考業務額} - \text{最低価格})$ ※最低価格とは提出された参考見積額の中で最も安価なもの					